



二宮小学校の感染対策について（改訂版）

マスク着用

手洗い

密を避ける

換 気

令和 4 年 1 月 21 日作成

場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
登校前 （家庭）	「検温」「健康観察」	登校前に自宅で実施。発熱や風邪症状がみられた時は、本人の体調管理と集団感染予防のために自宅で休養する。（必要に応じて病院受診する） ※登校の判断に迷った時は、学校へ相談する。
	「マスク」「ハンカチ」「ごみ袋」持参 *「水筒」はできるだけ持参	飛沫感染を予防するために清潔なマスクを着用する。（手作りマスク可。色・柄物も可。）学校では流水と石鹸での手洗いを励行。清潔なハンカチ、各自のごみ袋を毎日持参する。できるだけ各自水筒を持参する。
	「通学方法」	少数で静かに。原則マスク着用
	「欠席連絡」	◆判断の目安◆ ・発熱（37℃以上または平熱プラス1℃以上） ・咳・息苦しさだるさがある ・風邪のような症状（のど痛・鼻水・頭痛・嘔吐等） ・同居家族に上記のような症状がある ・政府が指定した入国規制地域から帰国して2週間以内である。またはその家族である。
登校前 （学校）	「換気」	登校した児童の飛沫（咳や会話等）・接触感染防止のため、登校前に職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行う。換気扇・扇風機を常時使用。各教室に二酸化炭素測定器を設置。
登校後	「検温忘れ・健康カード忘れ」 「体調不良症状のある者」	登校したら、昇降口で「検温忘れ・健康カード忘れ」を確認し、忘れた児童については、2階少人数教室で検温をしてから教室へ行く。その他の児童については、担任が教室内で健康観察を行う。 体調不良症状のある児童は、少人数教室で待機し、保護者に連絡して下校。
	「手洗い」 「咳エチケット」	登校したら、教室に入る前に手洗いをして教室に入る。登校時に様々なものに触れることを考えて、接触感染を防ぐため手に付着した菌やウイルスを洗い流す。近距離での会話や接触は避ける。
学校生活全般	「マスク」	飛沫（咳や会話等）・接触感染を防ぐために、食事中以外は常に着用する。できればマスクの予備も持参する。登下校中も原則マスク着用。感染予防効果の高い不織布マスクの着用を推奨する。 マスクを外したら、話をしないこと。話をする場合は、マスクを着用してから話すことを習慣化する。

	「外したマスク」	外したマスクは、ポケットや机の中にしまい、飛沫・接触感染の予防をする。
	「各自ごみ袋」	マスク、鼻をかんだティッシュ、血のついた物、絆創膏は各自持参しているごみ袋にいれて口を閉じる。下校時に、昇降口のごみ箱に捨てて帰る。
場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
学校生活全般	「手洗い」「うがい」	屋外から校舎内に入る際、共用の教具等を使った授業の後、食事の前 後 、トイレの後、清掃終了後、マスクや顔を触った後、鼻をかんだ後等は、接触感染を防ぐため、流水と石鹸での手洗いを励行する。石鹸に過敏に反応・手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗うように配慮する。（ハンドクリーム持参可）
	「三密を避ける」	飛沫（咳や会話等）・接触感染を防ぐ。水道前の床には、待機場所をマークし密接を避ける。対面にならないような座席の配慮。
	「授業中・休み時間の換気」	常時換気に努める。難しい場合も30分に1回は、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開け、対角線に空気が通るよう数分間の換気を行う。空気の通り道を作ること、換気の効果が高くなる。熱中症対策のため、エアコン使用時の換気は窓を開ける幅を狭めること。廊下も同様。常時換気扇を使用。
	「トイレ」	終日換気を行う。トイレの後とはとくに丁寧な手洗いをする。
	「登下校、休み時間、移動教室」	接触感染の防止のため、なるべく窓やドアを開けたままにしておく。
	「防寒」	常時換気を行うため、寒い時に羽織れるものを各自準備し、体温調節ができるよう、本人及び保護者に連絡をしておく。教室内での上着の着用も柔軟に対応。
休み時間	「外運動」	強制しない。遊びや、移動時に密になるのを防ぐために学年を指定して外遊び、体育館遊びをする。外遊び時もマスク着用。
	「遊具」	使用する学年を限定し、使用する前後の手洗いを習慣化する。
	「昇降口」	外から校舎内へ戻る際、昇降口等で密な空間が生まれないよう学年を分けて使用。
	「手洗い」「うがい」	教室に戻る前に接触感染を防ぐため、流水と石鹸での手洗いを励行する。うがいをした後に水を吐き出す時は、飛び散らないように気をつける。
	「教室で過ごす場合」	教室で過ごす児童は飛沫・接触感染予防のために距離をとり、窓やドアを開け、換気を行う。
授業等	「指導者注意事項」	マスク着用。マスクを着用できない場合は、フェイスシールドを活用。児童生徒等と可能な限り身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。体育館での活動の際も換気を行い、三密にならないよう配慮をする。共用する教材・教具等がある時は使用する前後に手洗いをする。授業の最後に体調不良者がいないかどうかを確認する。酸欠や熱中症に注意し、授業中でも適宜給水タイムを設ける。
	「音楽」	歌唱や楽器等を使用した活動を行う場合は マスクをし 、児童の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防

		止や隊形の工夫をし、リスクの低い活動から実施する。 リコーダー、鍵盤ハーモニカは行わない 。ミュージックフェスタの練習は音楽の授業時のみとする。当日は、体育館で一学級ずつ発表し、他の児童はオンラインで鑑賞する。
	「体育」	・運動中はマスクの着用は必要ないが、軽度の運動を行うときはマスクを着用する。授業場所への移動時や児童が説明を聞く場面等運動を行っていない時には、可能な限りマスクを着用させる。（着用を使用は否定しないが着用時は、呼気が激しくなるような運動は控えたり、N95 マスクなど医療用ではなく家庭用マスク着用を進める）児童間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合はさらに長い距離を確保。 ・年間指導計画を見直し、密集、接触の可能性が高い運動については、指導順序を入れ替えて年度の後半に実施したり、指導内容を精選したり実施形態を工夫したりして実施する。 ・球技＜ネット型・ベースボール型＞では、ゲーム等多人数で活動する時間を短くする。また、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。 ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。 ・話し合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。 ・体育館で実施する場合は、十分な換気を行う。 ・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど、熱中症予防に務める。 ・水泳については、活動人数を2学級に減らし、常時2メートルの間隔をとる。着替え、準備体操等の際はマスク着用する。
	（着替え）	マスクは外さない。更衣室では密を避け、少人数で着替えをする。
	「家庭」	・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、対面にならないよう配置を工夫するなど、可能な限り感染症対策を行う。 ・可能な限り一人一調理の実習にするなど、道具の共有や感染のリスクを避ける形式で、実習を行う。 ・調理したものを食べる際には、その場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。
	「英語」	通常の活動
場面	確認項目（留意点など）	目的・根拠
授業等	「児童への注意事項」	・原則としてマスク着用。体調不良等があれば、すぐに申し出る。共用の教材・教具等があれば授業後に手洗いをを行う。 ・グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の

		活動を行う場合は、可能な限り距離を保ち、回数や時間を絞る等の工夫を行った上で実施する。
給食	「手洗い」	食事の <u>前後</u> に泡の石けんを使い徹底した手洗い。
	「給食当番」	マスクを着用。健康観察を徹底し、体調に不安がある児童にはさせない。できるだけ最低限の人数とし、当番以外は器具を触らせない。給食当番は、配膳室前でアルコール消毒を行う。
	「配膳」	受け取りが密にならないように。箸、スプーンは手袋を使用して配る。当番は全員手袋着用。
	「喫食」	対面にせず、座席の間隔もあける。感染リスクを減らすために、おかわりは教師が配膳する。
	「食後の歯みがき」	当分の間おこないません
清掃時間	「教室等の清掃」	無言清掃。清掃用具の共用を避ける。 <u>児童生徒による床等の雑巾がけせずモップを使用する</u> 。清掃後に手洗いを行う。 共用した清掃用具は、児童生徒下校後に消毒する。
	「トイレ掃除」	無言清掃。職員の指導の下、マスク着用、換気の上、掃き掃除、トイレットペーパー交換、手洗い場清掃を行う。便器掃除は手袋をして行い、清掃後は手洗いを徹底する。消毒は引き続き職員が行う。
	「流し」	児童による流し場の清掃の際はマスク着用、無言、換気、清掃後の手洗いを厳守する。蛇口の消毒は引き続き職員が行う。
	「ごみ捨て」	ごみ捨ては児童が行う。ごみ袋の口は教師が結ぶ。
	「時間差の下校」	昇降口が密にならないように、学年内で時差をつけて下校させる。
下校後 (児童生徒)	「帰宅後の手洗い・うがい」 「検温・健康観察」	家庭と協力し、帰宅後の手洗い・うがい、児童の検温・健康観察をお願いする。
下校後(職員)	「教室等の清掃・消毒」 「トイレ、流しの清掃・消毒」	消毒液等の必要なものを用意し、清掃および消毒を行う。トイレ及び流し等の衛生状況を確認し、手洗い環境を維持する。石鹼の補充を行う。(固形・液体どちらでも可)

○学校行事等

- ・ 全校集会は引き続きオンラインを活用し、各教室で実施。
- ・ 児童を一堂に集める行事は行わない。
- ・ 外部講師の招聘、出前授業はオンラインで行う。
- ・ **校外学習は市のガイドラインにそって実施する。**

○部活動について

まん延防止等重点措置適用期間中の部活動の対応については以下の通りとする。

- ・ 活動は、平日の放課後 3 日以内とする。
- ・ 朝練習は行わない。
- ・ **土日等休日**は行わない。

ドッジボール

- ・ 活動前後の手のアルコール消毒。
- ・ 身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。

金管クラブ

- ・楽器や小道具の使い回しは避ける。複数の児童が触れる可能性があるものはこまめに消毒する。
- ・「密接」「密集」「近距離」での活動は避け一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするなど、活動の隊形について工夫する。

箏曲部

- ・楽器や小道具の使い回しは避ける。複数の児童が触れる可能性があるものはこまめに消毒する。
- ・「密接」「密集」「近距離」での活動は避け一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするなど、活動の隊形について工夫する。

新型コロナウイルス感染症感染予防のための学校図書館利用ガイドライン

①石けんによる手洗い

○学校図書館の使用前と使用後に必ず手洗い（手指消毒）を行う。

②咳エチケット

○飛沫感染防止のためマスクを着用し、学校図書館内での不必要な会話は慎む。

③学校施設や用具等の清掃及び消毒

○図書資料の使用の都度の消毒は不要であるが、使用前後の手洗いを徹底する。

○1日に1回、カウンター・PC・マウス・バーコードリーダー・ドアノブ等、大勢が接触する箇所については消毒液等で消毒する。

○机・椅子は、清掃活動において、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて拭き掃除を行うとよい

④換気

○可能な限り常時換気に努める。（エアコン使用時においても換気を行う。）

⑤身体的距離の確保

○座席の間に可能な限り距離を確保する（おおむね1～2 m）。

○同時に多数の児童生徒が集まらないよう、入場制限を行う等の配慮をする。

～その他～

○各教室において学習のための図書資料や学級文庫を、児童生徒間で共有使用する場合は、閲覧前後の手洗いを徹底させた上で使用させる。

○上記のような感染対策を十分講じた上で、児童生徒による貸出・返却の作業や、図書資料の書架への返却作業はさせてよいこととする。

二宮小学校「ことばの教室」感染防止対策について

○ことばの教室内の感染症対策

- ・ことばの教室では個別指導室に、それぞれ洗面台があり、泡石鹸も設置済み。
- ・対面で学習する場面では、児童と教師の間に、透明のビニールクロスを設置する。
- ・保護者待合室にも、ビニールクロスを設置。
- ・個別の教室、保護者控室内は、窓を開けて換気。個別室のドアは、隣同士の声の大きさによって、全

開また、半開など、調節する。

- ・児童も、教師も基本、フェイスシールド着用。(マスクを外す場面あり。)
- ・教師は、指導に際して、使い捨てのゴム手袋を着用。
- ・毎時間終わったら、教師がアルコール消毒などで。ビニールのクロス・机・椅子・鏡・フェイスシールド等の消毒を行う。
- ・可能な内容に限り、オンラインによる指導を行う。

○児童の持ち物（基本の持ち物）

- ・フェイスシールド（各自に配布。）
他校の場合は、ビニール袋に入れて毎回持参。自校の場合、ことばの教室で保管。
- ・ことばの教室連絡ファイル ・ふで箱 ・水筒

○ことばの教室での過ごし方

<学習開始前>

- ・自校の児童は、本人に検温について確認。保護者が送迎の際、保護者に検温、体調について確認する。
- ・送迎の保護者と児童は、入室した際、アルコール消毒してもらう。
- ・熱がある、熱がなくても咳き込むなど、体調がすぐれない場合は、その日の通級は、見合わせる。
- ・フェイスシールドを忘れた場合は指導を行わない

<学習中>

- ・授業のはじめに、「手洗い・うがい」を必ず行ってから始める。(児童及び教師)
- ・指導中、教師は、必ず、マスクをできる限り着用し、更にフェイスシールド着用して学習を行う。
- ・児童については、マスクをはずし、原則フェイスシールドを着用で取り組む。
- ・指導中に児童がフェイスシールドを外す場面が予想されるが、その際は、児童ははずし、教師は着用のままで行う。
- ・お口のエクササイズ時、教師が児童の頬を触って舌の状態を確認することがあるが、その際には、使い捨てゴム手袋を着用する。

<学習後>

- ・学習の終わりには、「手洗い・うがい・アルコール消毒」を必ず行う。(児童及び教師)
- ・フェイスシールドを消毒して持たせる。
- ・使用済みのティッシュ、紙コップ、ゴム手袋、舌圧子など、唾液が付着しているものには、十分に注意を払い、それぞれの個別室のごみ箱（ごみ袋）に確実に捨てる。
- ・毎時間終わったら、教師がアルコール消毒などで、ビニールのクロス・机・椅子・鏡・フェイスシールド等の消毒を行う。

※「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参考。

その他

注意を要する場面	対 応
熱 中 症	今年度はマスク着用や外出の自粛で、熱中症のリスクが高まっている。常時マスクを着用していると、体内に熱がこもりやすく、のどの渇きも感じづらくなり、知ら

	ないうちに脱水がすすんでしまう。のどが渇いていなくても定期的に水分補給する（授業中でも適宜給水タイムを設ける）等、熱中症予防に努める。暑い時期の登校については「体操服登校可」にする等の配慮を行う。
光化学スモッグ	注意報等が発令された時は、直ちに全児童生徒、全職員に通知。屋外の活動を中止し、手洗い・うがい・洗眼をしてから、屋内の活動に変更する。なるべく戸外に面した窓やカーテンを閉める。やむを得ず窓を開ける時は、窓のみを開け、カーテンを閉めたままにする。児童生徒の体調の異常に十分注意し、観察を行う。

教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認する。

1 出勤前・出勤時

- （１）毎朝、検温する。検温の結果を健康観察カード等に記入します。発熱がない場合でも、風邪症状がみられるときは出勤しない。児童生徒同様に、同居の家族に発熱風邪症状等がある場合や、ＰＣＲ検査を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しない。
- （２）職員室に入る前に手を洗い、健康観察カード等を管理職に提出して、健康状態を報告する。職員室では、できる限り座席間の距離を確保する等工夫する。

2 生活の注意

- （１）校内では、児童同様に原則としてマスクを着用して生活する。不織布マスク使用。
- （２）濃厚接触の恐れがある場所（密閉・密集・密接）へは、できるだけ行かないようにする。
- （３）会議、打ち合わせ時の飲食は禁止。
- （４）業務はできるだけ各教室で行い、職員室での業務は最小限にとどめる。

3 感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- （１）保健所の指示に従い療養する。
- （２）本人又は家族から、学校（管理職）へ報告する。
- （３）学校で行う対応は、下記「４ 児童生徒又は教職員が感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合」に書いた通り。

○ 20時以降の勤務は認めない。

○ 休日出勤は原則として認めない。必要がある時は事前に管理職の許可を得るものとする。

児童の出欠席等の扱いについて

船橋市の学校における対応。

- （１）児童が、感染したときと、濃厚接触者に特定されたときは出席停止。
- （２）発熱、風邪症状、体調不良のため休む場合は、出席停止。

- (3) 同居の家族に、発熱、風邪症状等があるときは出席停止。
- (4) 児童本人または同居の家族がPCR検査を受けることになってから、結果が出るまでの間は、出席停止。
- (5) 海外から帰国し、2週間の自宅などでの待機を要請された場合は、出席停止。
- (6) 次の場合は、学校に連絡して相談してください。校長が認めた場合、欠席扱いにならない。(出席停止)
 - ①医療的ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。
 - ②本人に症状はないが、保護者が予防のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休むことになった場合。

最後に

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導していきます。

○心理的なストレスを感じている児童もいると思います。学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどによる支援を行っていきます。

保護者の皆様へ

発熱等がある場合の相談・受診等について

【発熱等がある場合の相談】

- ・発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院しているかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。
(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談する)
- ・かかりつけ医等の地域で身近な医療機関がない場合は、自宅近くの発熱外来を実施している医療機関に電話で相談する。
- ・発熱外来が近くにない場合等は、【相談窓口】に電話で相談する。
- ・次の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、すぐに相談する。
- ・小児は小児科医による診察が望ましいため、かかりつけ小児医療機関に相談する。かかりつけ小児医療機関がない場合は、自宅近くの発熱外来を実施している小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に電話で相談する。
- ・ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合は、「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口（下記参

照)」または医療機関に相談する。

【県内の発熱外来指定医療機関】

※発熱外来を実施している医療機関の一覧は、千葉県ホームページ参照。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/hatsunetsu.html>

※千葉県ホームページ「熱があるときは」のページ内

【相談窓口】（かかりつけ医がない等、相談先に困った時）

◆発熱相談センター

- ・千葉県発熱相談コールセンター
- ・千葉市・船橋市・柏市の各相談センター

◆市町村役場（千葉市・船橋市・柏市を除く）

◆発熱相談医療機関

※各相談窓口の電話番号等は千葉県ホームページ参照。

※「千葉県新型コロナウイルス感染症お問合せチャットボットサービス」

（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語対応）でも、発熱相談窓口を案内。



【千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口】

電話番号：03-6412-9326

受付時間：24 時間（土・日・祝日含む）

＜相談・受診の目安＞

少なくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。

（該当しない場合も相談可）

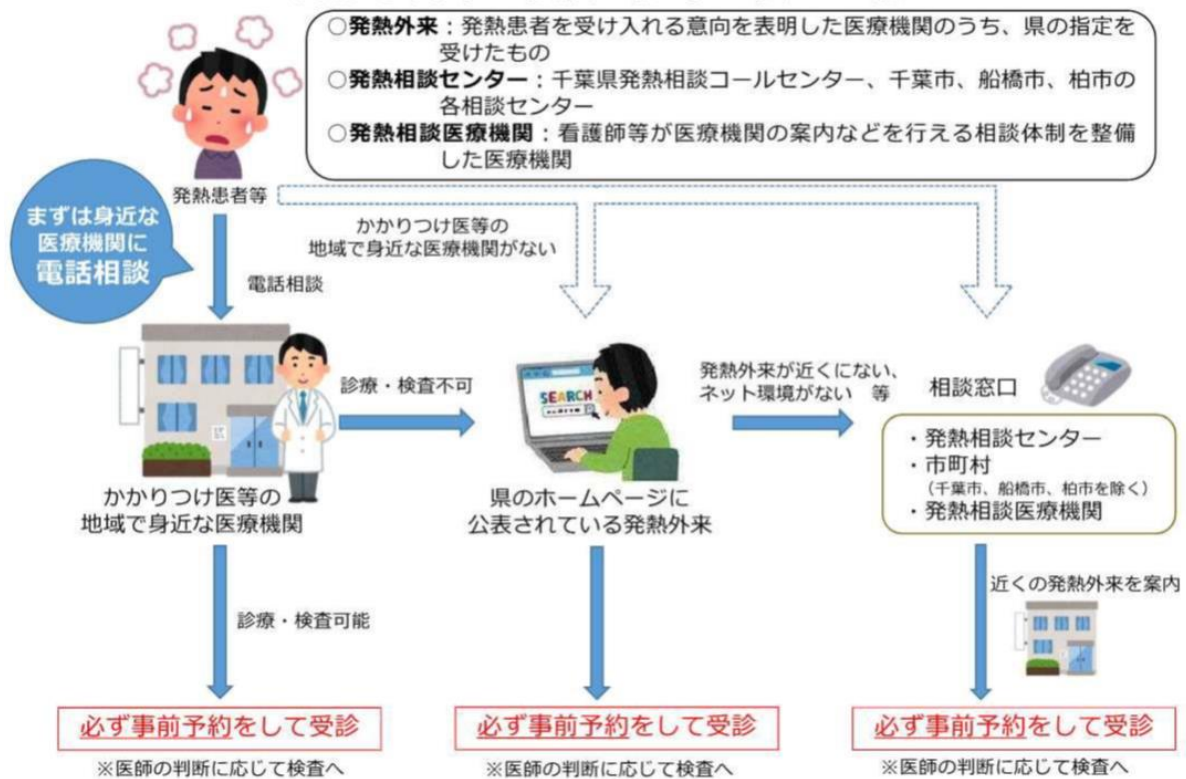
◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

（症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

発熱患者等の相談・診療・検査の流れ



※千葉県ホームページ「熱があるときは」より